

宮津市水道使用料金等審議会の概要

◆目的<設置> (設置要綱 第1条)

宮津市における水道事業について、その健全な経営を図るため、宮津市水道使用料金等審議会を設置する。(あるべき水道使用料金等について諮問)

◆役割<所掌事務> (設置要綱 第2条)

市長の諮問に応じ、水道使用料金等に関する調査及び審議を行う。

(審議会は、水道使用料金等について審議し、答申をいただくものであり、最終的な水道使用料金等については、市長の責において決定し、議会に提案していくものです。)

◆組織 (設置要綱 第3条)

審議会は、委員 10 人以内で組織し、「宮津市自治連合協議会の役員、女性団体の役員、労働団体の役員、その他の団体の役職員等、学識経験者」とする。

※ その他の団体

- ・宮津商工会議所
- ・宮津天橋立観光旅館協同組合 など

◆審議会の開催予定

第1回 (8月22日)	○委員顔合わせ ○審議会の概要説明 ○水道事業の現状と施設整備計画について
第2回 (9月)	○水道事業の決算について ○経営戦略と収支計画について
第3回 (10月)	○水道使用料金等の検討
第4回 (11月)	○水道使用料金等の検討
第5回 (12月)	○答申(案)の確認